

第2回発達障害者支援に係る検討会

〔平成17年1月24日（月）18:00～19:30〕
厚生労働省4階 社会・援護局第2会議室

議事次第

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 議 事
 - (1)発達障害者支援法施行令（政令）における発達障害の定義について
 - (2)医療機関の確保や専門家の養成について
 - (3)その他
- 4 閉 会

資 料

- (資料1) 発達障害の定義についての考え方
(資料2) 発達障害者対策の意見の募集について

参考資料

- (参考資料1) 第1回発達障害者支援に係る検討会意見の概要

発達障害の定義についての考え方

発達障害者支援法は、これまで支援が行き届かなかった全ての発達障害者の自立と社会参加を支援するという理念を示すことによって、個別の施策や制度の充実を図ることが目的。

そのため、政令で定める「定義」については、これから先「制度の谷間」を生まないように、できるだけ広くとることが必要。

法律で定められている「発達障害」とは、以下の3つの障害と、通常低年齢で発現する、以下の3つの障害に類する脳機能の障害。

- 広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群 等）
- 学習障害
- 注意欠陥多動性障害

政令では、これら3つの障害と同様に日常生活上の制限を受ける脳機能の障害のうち、通常低年齢で発現するものを定めることが必要。

（ 参 考 ）

【発達障害者支援法における定義】

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち十八歳未満のものをいう。

「発達障害」の定義

発達障害

広汎性発達障害
(自閉症、アスペルガー症候群など)

学習障害

注意欠陥多動性障害

- 1 その他これに類する脳機能の障害
- 2 通常低年齢で発現(およそ18歳くらいまでに発現)

論点：政令では、上記の枠内(楕円を除く)について定めることとなる

発達障害者施策の意見の募集について

昨年12月3日、議員立法より発達障害者支援法が成立し、平成17年4月1日から施行されます。本法律は、自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害について国民の理解を促進し、地域において発達障害者を一貫して支援していく国民や国・地方公共団体の責務を定めているところです。今後、厚生労働省といたしましては、文部科学省などと緊密な連携をとりまして、法律の趣旨が実現されるよう努めてまいりたいと考えています。

この法律においては、発達障害の定義について「自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされており、法律の対象とする発達障害の範囲につきまして政令で定めるものとされています。

この政令で定める発達障害の範囲につきましては、国会審議において広くパブリックコメントを求めていくことが必要であるとされました。その考え方につきましては別紙の通り、広くご意見をいただきたく思います。

発達障害者への具体的に実施する国の施策につきましては初めてことで、さまざまな課題があるところであり、政令の範囲に限らず皆様より広く意見をいただくことを考えています。どうぞよろしく願います。

パブリックコメントの募集の要領

- 期 間 : 平成17年2月上旬より1か月間
- 内 容 : 1. 政令で定める発達障害の定義について
2. その他発達障害者支援法に基づく具体的施策について
- 宛先等 : 郵送の場合
東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課宛
Eメールの宛先
(今後、宛先を設定します。)

意見を求める際に添付する予定の書類

1. 発達障害者支援法の概要等
2. 政令で定める範囲の考え方
3. 発達障害の施策について
4. 発達障害者支援法の国会審議